



## 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例 の改正等について

子ども未来創造局 児童生徒指導室

- ◆ 教育委員会が主体となっていくじめ重大事態に係る事実関係の調査について、これまでは条例設置の「箕面市いじめ等調整委員会」(以下「調整委員会」という。 )と、「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」(以下「第三者調査委員会」という。 )のいずれかに諮問し答申をいただいていたが、第三者性の確保という観点から、条例を一部改正し、第三者調査委員会に一本化します。
- ◆ これまで第三者委員会による調査の要望を受けてから、職能団体に推薦依頼をかけていましたが、速やかに調査を実施するため、事前に職能団体から委員候補の推薦を受け、委員を構成します。また、その都度必要な予算要求をしてきましたが、速やかに調査を実施するための費用をあらかじめ予算計上します。

### 1 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例の改正

調整委員会は、いじめ等の対応方法について意見をいただくため定例(年6回)で開催していますが、調整委員会が調査を実施することについては、第三者性の確保という観点で、保護者に理解を得ることが難しい状況にもあります。これを解消するため、条例を改正し、いじめ重大事態に係る事実調査についての調査審議は第三者調査委員会のみが行うこととします。

○改正内容:調整委員会の所掌事務から「いじめ重大事態に係る事実調査についての調査に関する事項」を削除する。併せて調整委員会に置くことができる「調査補助員」を削除し、新たに第三者調査委員会に置くことができるよう改正する。

○施行日 :令和6年4月1日

### 2 第三者調査委員会の速やかな立ち上げによる早期の調査実施

- (1)体制面:調査の要望後に職能団体に委員推薦依頼をかけていたところ、事前に職能団体から委員候補の推薦を受けて委員候補名簿を作成しておき、速やかに調査を開始します。
- (2)予算面:調査の要望後に補正予算を要求していたところ、あらかじめ必要な予算を計上し、速やかに調査を開始します。

いじめ防止対策事業

非常勤職員報酬他 21,230 千円(※)

※2件分の調査に係る費用および継続案件(令和4年度補正案件)1件分